

東 都 歯 発 第 117 号
令 和 2 年 5 月 28 日

地区歯科医師会長 様

公益社団法人 東京都歯科医師会
会 長 山 崎 一 男

公
印
略

令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払の実施について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、日本歯科医師会より別添の連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関等について、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、標記への要綱が定められ、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会にて実施されます。

内容については、下記の通りですが、詳細については、別添リーフレットまたは実施要綱をご確認いただければと存じます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

記

- 制度内容**：申請を行った保険医療機関等については、特例的に6月下旬に、4月診療分報酬等の支払に加えて、5月診療分診療報酬等を概算前払します。
- 前 払 額**：令和元年12月～令和2年2月診療分の平均診療報酬等支払額から4月診療分の診療報酬等支払額を減じたに額に10/8を乗じた額となる。
- 支払調整**：原則7月下旬に支払われる5月診療分診療報酬等の支払時に減額調整されます。
- 利用方法**：概算前払いを希望する場合、支払基金と国保連合会のそれぞれに申請が必要です。
別添の申請書を記入の上、6月5日(金)必着で申請ください。

[別添]

「令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払の実施について」

令和2年5月27日付・日歯発第229号 日本歯科医師会

- 概算前払リーフレット
- 実施要項
- 概算前払申請書（支払基金用・国保連合会用）
- 調整猶予申請書（ひな型）

[担当]

公益社団法人東京都歯科医師会
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部
事業第一課 保険担当 正岡・山下
TEL 03-3262-1149（直通）・FAX 03-3262-4199

日 歯 発 第 2 2 9 号
令 和 2 年 5 月 2 7 日
(保 険 医 療 課 扱 い ・ メ ー ル 送 信)

都 道 府 県 歯 科 医 師 会 会 長 各 位

公 益 社 団 法 人 日 本 歯 科 医 師 会
会 長 堀 憲 郎
(公 印 省 略)

令 和 2 年 5 月 診 療 分 の 診 療 報 酬 等 の 概 算 前 払 の 実 施 に つ い て

標 記 に つ き ま し て 、 厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課 よ り 別 添 の と お り 通 知 が あ り ま し た の で お 知 ら せ い た し ま す 。

(別 添)

令 和 2 年 5 月 診 療 分 の 診 療 報 酬 等 の 概 算 前 払 の 実 施 に つ い て

(令 和 2 年 5 月 2 7 日 付 ・ 事 務 連 絡)

保発 0527 第 2 号
令和 2 年 5 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関等について、（独）福祉医療機構、（株）日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、今般、別紙のとおり「令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払実施要綱」を定め、本日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、貴管下の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に対して周知するようお願いする。

5月診療分 診療報酬等の一部概算前払のご案内

新型コロナウイルス感染症により収入が減少し、
**(独) 福祉医療機構等からの融資が必要となっている保険医療機関等については、
 融資が実施されるまでの資金繰り対策として、6月下旬の支払時に、
 「5月診療分 診療報酬等の概算前払」が利用できます！**

1. 制度概要

- 6月5日までに申請を行った保険医療機関等(※1)については、特例的に**6月下旬に、4月診療分診療報酬等(※2)の支払に加えて、5月診療分診療報酬等を概算前払**します。

(※1) 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーション (※2) 診療報酬・調剤報酬・訪問看護療養費

- 概算前払の額は**令和元年12月～令和2年2月診療分(※3)の平均診療報酬等支払額から4月診療分の診療報酬等支払額を減じた額に10/8を乗じた額**となります。(千円未満の端数は切り捨て。) (※3) 令和2年2月～令和2年4月支払分

- 概算前払された診療報酬等(※4)については、**7月下旬に支払われる5月診療分診療報酬等の支払時に減額調整(※5)**されます。なお、減額調整しきれない場合は不足分をお支払いただきます。

(例) 12月～2月診療分の平均診療報酬支払額が1,000万円、
 4・5月診療分診療報酬支払額が800万円の場合

◆ 6月支払分 : $800\text{万円} + (1,000\text{万円} - 800\text{万円}) \times 10/8 = \underline{1,050\text{万円}}$
 ◆ 7月支払分 : $800\text{万円} - 250\text{万円} = \underline{550\text{万円}}$

(※4) 前払分については債権債務関係が発生するため、会計処理上も通常の診療報酬等とは区別してください。
 (※5) 融資決定が遅れた場合などについては、減額調整の猶予申請をしていただくことも可能です。前払を受けた支払基金・国保連にご相談ください。

2. 利用の流れ

- ① 所定の様式(※6)を用いて、**社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会にそれぞれ提出**。(社会保険診療報酬支払基金はオンライン申請も可。)

(※6) 社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会のHPを参照してください。

(締切は6月5日(金)、郵送の場合は必着)

- ② **6月中旬に、概算前払額決定通知書の送付。**

- ③ **6月22日までに、5月診療分診療報酬等の概算前払を実施。**

- ④ **7月下旬に、概算前払金額が減額調整された診療報酬等の支払。**

3. 問い合わせ先

※具体的な概算前払額については、裏面Q4をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金本部

概算前払事務局

電話 : 03-3593-8180

URL : <https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html>



国民健康保険団体連合会

※各都道府県国民健康保険団体連合会の連絡先は
 国民健康保険中央会のHPに記載しています。

URL : <https://www.kokuho.or.jp/medical/gaisan.html>



4. Q&A

○ 概算前払の申請について

Q1 福祉医療機構に融資を申請しないと、診療報酬等の概算前払の申請は出来ませんか？

A1 福祉医療機構への融資の申請を概算前払の要件とはしていません。しかしながら、本概算前払の措置は、保険医療機関等が資金繰り対策として申請する融資の審査及び入金完了までの、短期的なつなぎとしての資金繰り対策という位置づけです。このため、原則として7月の診療報酬等の支払時に、一括して概算前払金額は減額調整されますので、融資等により中長期にわたる資金繰り対策を講じていただきますようお願いいたします。

Q2 支払基金と国保連のそれぞれに申請する必要がありますか？

A2 支払基金と国保連の両方から概算前払を希望する場合は、両方に申請が必要となります。通常の診療報酬等の請求と同様に、それぞれ別々に申請手続きをお願いいたします。

Q3 最近開設され、令和元年12月から令和2年2月までの診療実績がない保険医療機関等も概算前払を利用することはできますか？

A3 ご指摘の保険医療機関等も概算前払を利用していただくことが可能です。令和元年12月診療分から令和2年2月診療分のうち、診療報酬等支払額がゼロ円の月が1月でもある保険医療機関等については、令和2年4月診療分の診療報酬等支払額の25%を概算前払額とします。

○ 概算前払の金額と時期について

Q4 資金繰りに万が一があっては困るため、確実を期すために、事前に概算前払額を確認することはできますか？

A4 概算前払額は、支払基金及び国保連で計算し、6月中旬に、支払基金及び国保連より郵送で概算前払額決定通知書を送付いたします。本リーフレットの表面の計算方式に基づいて、金額を確定いたしますが、通知書到着前の確認が必要な場合には、保険医療機関等で前払額の計算をお願いいたします。

Q5 概算前払額は、具体的にはいつ支払われますか？

A5 遅くとも6月22日までには、5月診療分診療報酬等の概算前払が行われます。支払基金については、通常の6月支払分と併せて一括で支払が行われます（6月22日を予定）。国保連については、通常の6月支払分と分けて行われる可能性があります。

○ 概算前払された診療報酬等分の減額調整について

Q6 減算調整は、必ず、7月の診療報酬等支払時に行われるのでしょうか？また、7月の診療報酬等で減額調整しきれない場合、不足分についても、必ず、7月中に支払わなければなりませんか？

A6 7月の診療報酬等支払時までには融資が実行されず、7月中に全額の減額調整又は不足分の支払が難しい場合は、6月12日から7月1日まで（郵送は必着）の間に、支払基金及び国保連に減額調整の猶予申請を行ってください。猶予申請のあった医療機関等については、7月支払時には減額調整は行わず、8月支払時から減額調整を開始します。

Q7 猶予申請を行った場合、減額調整はどのように行われますか？

A7 猶予申請のあった保険医療機関等については、8月の診療報酬等支払時から減額調整を行います。12月支払時までの最大5か月にわたって、分割して減額調整をすることも可能です。この場合には、支払基金及び国保連において、調整計画を作成します。なお、本概算前払の性質に鑑み、融資等の資金繰り対策状況をお知らせいただくとともに、所要額の融資が実行された際には、調整計画にかかわらず、一括で減額調整を行う又は一括でお支払いいただくこととなります。

概算前払申請書

診療報酬等の概算前払について、「概算前払額の調整方法に関する同意」の内容に同意の上、申請します。

(締切：令和2年6月5日必着)

申込日 令和 年 月 日

都道府県名		(都道府県コード：)					
医科・歯科・調剤・訪問看護		※該当箇所を○で囲んでください。 ※併設する保険医療機関等については、それぞれ申請が必要となります。 1. 医科 3. 歯科 4. 調剤 6. 訪問看護					
保険医療機関・保険薬局 訪問看護ステーション コード番号(7桁)							
保険医療機関・保険薬局 訪問看護ステーション名称							
電話番号							
担当	部署名	※部署がない場合は「なし」と記入してください。					
	担当者氏名						
概算前払額の調整方法に関する同意		1. 7月支払分の診療報酬等から減額調整します。 2. 上記で不足する場合には、残額を振込により一括調整します。 (万が一、7月27日の納期までに振込が行われなかった場合は、8月支払分以降の診療報酬等から減額調整します。)					
		上記内容に同意します <input type="checkbox"/> ← チェックがない場合は申請を受け付けることができません。					

注 国民健康保険団体連合会による診療報酬等の支払についても、概算前払を希望される場合は、別途、国民健康保険団体連合会にも申請が必要となります。

申請先・お問合せ先 (9:00~17:30)	〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3 社会保険診療報酬支払基金本部 概算前払事務局 TEL : 03-3593-8180
---------------------------	--

- 概算前払額決定通知書は、後日、当座口振込通知書の住所に送付します。
- 申請によって得た個人情報は、概算前払及びそれに付随する減額調整業務以外の目的には使用いたしません。

概算前払申請書

診療報酬等の概算前払について、「概算前払額の調整方法に関する同意」の内容に同意の上、申請します。

(締切：令和2年6月5日必着)

申込日 令和 2 年 月 日

都道府県名	東京都 (都道府県コード：13)	
医科・歯科・調剤・訪問看護	※該当箇所を○で囲んでください。 ※併設する保険医療機関等については、それぞれ申請が必要となります。 1. 医科 3. 歯科 4. 調剤 6. 訪問看護	
保険医療機関・保険薬局 訪問看護ステーション コード番号(7桁)		
保険医療機関・保険薬局 訪問看護ステーション名称		
電話番号		
担当	部署名	※部署がない場合は「なし」と記入してください。
	担当者氏名	
概算前払額の調整方法に 関する同意	1. 7月支払分の診療報酬等から減額調整します。 2. 上記で不足する場合には、残額を振込により一括調整します。 (万が一、7月27日の納期までに振込が行われなかった場合は、8月支払分以降の診療報酬等から減額調整します。)	
	上記内容に同意します <input type="checkbox"/> ← チェックがない場合は申請を受け付けることができません。	

注 社会保険診療報酬支払基金による診療報酬等の支払についても概算前払を希望される場合は、別途、社会保険診療報酬支払基金にも申請が必要となります。

申請先・お問合せ先 (9:00~17:30)	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館8階 東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 支払担当課 宛 TEL：03-6238-0327
---------------------------	---

- 概算前払額決定通知書は、後日、診療(調剤)報酬等決定通知書の住所に送付します。
- 申請によって得た個人情報、概算前払及びそれに付随する減額調整業務以外の目的には使用いたしません。

郵 送 用 宛 名 ラ ベ ル

●点線に沿って切り取ってご利用ください。

〒105-0004
東京都港区新橋 2-1-3

社会保険診療報酬支払基金本部
概算前払事務局 宛

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋 3-5-1
東京区政会館 8 階
東京都国民健康保険団体連合会
企画事業部 支払担当課 宛

【宛名ラベルご利用時の注意点】

- ・サイズ変更（拡大／縮小）せずに印刷してください。
（サイズ変更すると、封筒サイズに合わない場合があります。）
- ・封筒に貼り付ける際は、はがれないようにしっかりと「のり付け」してください。

6 月 5 日（金）必着

※ 支払基金の郵送先については最寄りの支払基金ではなく、「郵送用宛名ラベル」を使い 支払基金本部 へお願いいたします。